

戸籍謄本等の提出について

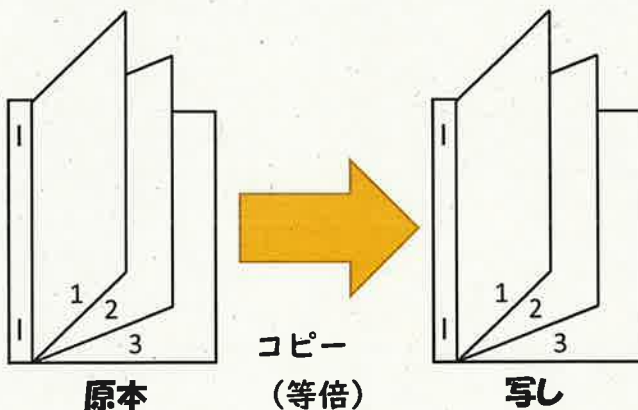
大津家庭裁判所

申立ての際に提出する戸籍謄本（改製原戸籍謄本、除籍謄本を含む）、全部事項証明書、戸籍附票、住民票の写し（以下「戸籍謄本等」といいます。）については、**原本又は写し（コピー）のどちらかをご提出ください。**

- * 写しを提出する場合は、下記の留意事項をよく読んで、正確な写しを作成してください。
- * 一度裁判所に提出された書類は、原則としてお返しすることができません。

《 写しを提出される方へ（留意事項） 》

【コピーの取り方・綴じ方】



- ※申立て前に、ご自身でコピーをご準備ください。（裁判所の職員がコピーをするものではありません。）
- ※全てのページを正確にコピーしてください。 手続きに関係のない人しか記載されていないページも含めて、全てのページのコピーが必要です。
- ※原本と同じように、ステープラー（ホッチキス）で綴じてください。
- ※その他詳細については、別紙「よくある質問」をご参照ください。

【コピーの悪い例】

❌ 両面コピー

❌ 拡大・縮小

❌ かすれ・欠け

❌ 落丁・乱丁

- 両面コピー、拡大コピー、縮小コピー、2in1、4in1などはせず、原本の形状通りにコピーしてください。
- かすれや欠けはないか、記載内容が正しく読めるか、確認してください。
- ページの抜け落ちや重複がないか、正確な順序で並んでいるか、別の戸籍のコピーや関係のない書類が混ざっていないか、原本と照合しながら確認してください。



コピーが不鮮明な場合など、記載内容を正しく読めない場合には、あらためて正確な写しの提出を求めることがあります。また、担当裁判官の指示により、原本の提出を求めることがありますので、裁判所の審理が終了するまで原本は大切に保管してください。